令和５年第３回苓北町議会臨時会会議録（第１日目）

令和５年第３回苓北町議会臨時会は、令和５年５月９日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	田嶋　健司	２番	山口　利生
３番	廣田　幸英	４番	松本　良人
５番	浜口　雅英	６番	田﨑　　稔
７番	倉田　　明	８番	錦戸　俊春
９番	髙戸　幸雄（副議長）	１０番	野﨑　幸洋（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	松本康秀	書記	田中めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山﨑秀典	副町長	福田誠一
教育長	濵﨑敏和	総務課長	錦戸雅志
税務住民課長	龍岡　学	企画政策課長	宮﨑良成
教育課長	吉本英明	土木管理課長	田尻　悟
農林水産課長	松井徹也	商工観光課長	稲尾浩二
水道環境課長	本田　保	福祉保健課長	田尻康彦
健康増進室長	西川文孝	会計課長	松村保則
行革ﾃﾞｼﾞﾀﾙ対策室長	山下晃弘		

８．議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期決定の件

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　承認第　１号　専決処分の承認について

専決第　１号　苓北町税条例の一部を改正する条例

日程第　５　承認第　２号　専決処分の承認について

専決第　２号　苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第　６　承認第　３号　専決処分の承認について

専決第　３号　令和４年度苓北町一般会計補正予算（第９号）

日程第　７　承認第　４号　専決処分の承認について

専決第　４号　令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第６号）

日程第　８　承認第　５号　専決処分の承認について

専決第　５号　令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第５号）

日程第　９　承認第　６号　専決処分の承認について

専決第　６号　令和４年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第４号）

日程第１０　承認第　７号　専決処分の承認について

専決第　７号　令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）

日程第１１　承認第　８号　専決処分の承認について

専決第　８号　令和５年度苓北町一般会計補正予算（第１号）

日程第１２　議案第４１号　令和５年度苓北町一般会計補正予算（第２号）

日程第１３　報告第　２号　専決処分の報告について

専決第　９号　損害賠償額の決定及び和解について

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（野﨑幸洋君）　おはようございます。

只今の出席議員は１０人です。定足数に達しておりますので、只今から令和５年第３回苓北町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、５番、浜口雅英君、６番、田﨑稔君を指名します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　会期決定の件

○議長（野﨑幸洋君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日限りと決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　諸般の報告

○議長（野﨑幸洋君）　日程第３、諸般の報告を行います。

本年４月２９日に春の叙勲受章者が発表され、田﨑稔議員が保護司としての功労が認められ、瑞宝双光章を受章されましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

これから議案審議となりますが、第１８期における苓北町議会運営に関する申し合わせ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき計３回までを合わせて１５分以内に制限する。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の町の執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならないとしております。

議場電光掲示板の残り時間の表示がゼロとなった時点、制限時間１分前を指しますが、卓上ベルを鳴らすこととしています。

議員におかれましては、時間内での質疑に心がけてください。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　承認第１号　専決処分の承認について

専決第１号　苓北町税条例の一部を改正する条例

○議長（野﨑幸洋君）日程第４、承認第１号、専決処分の承認について、専決第１号、苓北町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

承認第１号、専決処分の承認について、苓北町税条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、苓北町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長から説明いたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野﨑幸洋君）　税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡　学君）　承認第１号、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。次の次のページ、条例本文の１ページをお願いいたします。

令和５年苓北町条例第２４号、苓北町税条例の一部を改正する条例。苓北町税条例（昭和４０年苓北町条例第３３号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第１３２号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和５年総務省令第３６号）、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年総務省令第３７号）が、令和５年３月３１日にそれぞれ公布され、原則として同年４月１日から施行されることになりました。

これらの法令は、施行日が令和５年４月１日のほか、令和６年１月１日及び令和７年１月１日の施行日が設けられております。このため、今回、令和５年３月３１日付けで専決処分をいたしたものは、令和５年４月１日から施行する条文のみを対象として、苓北町税条例の一部の改正を行ったものであります。

それでは改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の１ページから順次お願いいたします。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正されたものでございます。

第４６条、第４８条、第５０条、第９８条及び第１０１条は、施行規則様式の新設に伴う改正です。

附則第８条は、適用期限の延長です。

附則第１０条は、法律改正にあわせて改正するものです。

附則第１０条の２は、わがまち特例の割合を定める規定と項ずれの反映です。

附則第１０条の３は、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定と項ずれによる改正です。

附則第１０条の４、附則第１０条の５は、法律改正にあわせての改正です。

附則第１０条の６は、令和２年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定です。

附則第１５条の２、附則第１５条の６は、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものです。

附則第１６条は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例期限を３年間（２５％軽減の対象については２年間）延長と項ずれによる改正です。

附則第１６条の２は、規定の整備となります。

附則第１７条の２は、適用期限の延長による改正です。

恐れ入りますが、条例本文の２ページへお戻りください。

附則といたしまして、第１条、施行期日、この条例は令和５年４月１日から施行するものでございます。

また、第２条で、固定資産税に係る経過措置、第３条で軽自動車税に係る経過措置を規定しております。

以上が、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

承認第１号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第１号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　承認第２号　専決処分の承認について

専決第２号　苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（野﨑幸洋君）　日程第５、承認第２号、専決処分の承認について、専決第２号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　承認第２号、専決処分の承認について、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、議会に報告し承認をお願いするものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長から説明いたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野﨑幸洋君）　税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡　学君）　承認第２号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。次の次のページ、条例本文をお願いいたします。

令和５年苓北町条例第２５号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

苓北町国民健康保険税条例（昭和４０年苓北町条例第３５号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第１３２号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和５年総務省令第３６号）、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年総務省令第３７号）が、令和５年３月３１日にそれぞれ公布され、原則として同年４月１日から施行されることになりました。

このうち、国民健康保険税においては、その額が地方税法施行令に規定されております。

このため、今回、令和５年３月３１日付けで専決処分をいたしましたものは、令和５年４月１日から施行する条文のみを対象として、苓北町国民健康保険税条例の一部の改正を行ったものであります。

改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正されたものでございます。

国民健康保険税の課税額については、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額の合計額とされています。また国民健康保険制度や事業の円滑な運営を阻害する恐れがあるため、課税額に一定の上限が設けられております。

令和５年度においては、国民健康保険税の負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税の軽減を図る観点から、課税限度額が２万円引き上げられることとなりました。

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行２０万円から２２万円に引き上げ、合計額を１０２万円から１０４万円とすることになったものです。

また、国民健康保険税の軽減判定所得、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を現行２８．５万円から２９万円に引き上げ、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を現行５２万円から５３．５万円に引き上げることとなったものです。

また、第１５条は、国民健康保険税の減額に関して、第２条第２項本文、同条第３項本文が適用されることから、規定の整備を行うものです。

恐れ入りますが、前のページの条例本文へお戻りください。

附則といたしまして、第１条、施行期日、この条例は令和５年４月１日から施行するものでございます。

また、第２条でこの条例の適用区分を規定しております。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

承認第２号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第２号、専決処分の承認については、承認することに決定しました

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第６　承認第３号　専決処分の承認について

専決第３号　令和４年度苓北町一般会計補正予算（第９号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第６、承認第３号、専決処分の承認について、専決第３号令和４年度苓北町一般会計補正予算（第９号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　承認第３号、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第９号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和４年度苓北町一般会計補正予算を、令和５年３月３１日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

これは、令和５年３月３１日までに確定いたしました交付金、地方交付税、国県支出金、町債等の歳入項目で最終調整の必要があったもの、及び歳出項目における事業費確定により補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしたものでございます。

なお、承認第３号以下、承認第７号まで同様の提案をいたしております。

特別会計では、事業費の確定及びそれに伴う会計間の繰り入れ、繰り出し等もございましたので、各特別会計につきましても、補正予算の専決処分をいたしております。

内容につきましては、企画政策課長及び担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　専決第３号、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第９号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２，８４７万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５６億７９５万１，０００円とするものです。

主な点について、説明をさせていただきます。

６ページをお願いします。

第２表、地方債補正、１．変更ですが、（過疎対策事業債）観光施設整備事業（富岡城施設）ほか４件について、事業費の確定により、合計で８２０万円を減額変更するものです。

９ページをお願いします。歳入です。

款１町税、項３、目１環境性能割は、確定による軽自動車税（環境性能割）２７万円の増額です。

１０ページをお願いします。

款２地方譲与税、項１、目１地方揮発油譲与税は、確定による２９万７，０００円の

減額です。

１１ページをお願いします。

項２、目１自動車重量譲与税は、確定により５，０００円の増額です。

１２ページをお願いします。

項３、目１森林環境譲与税は、確定による５９万６，０００円の減額です。

１３ページをお願いします。

款３利子割交付金、項１、目１利子割交付金は、確定による２６万３，０００円の減額です。

１４ページをお願いします。

款４配当割交付金、項１、目１配当割交付金は、確定による１２５万１，０００円の増額です。

１５ページをお願いします。

款５株式等譲渡所得割交付金、項１、目１株式等譲渡所得割交付金は、確定による４４万５，０００円の増額です。

１６ページをお願いします。

款６法人事業税交付金、項１、目１、法人事業税交付金は、確定による４３１万５，０００円の増額です。

１７ページをお願いします。

款７地方消費税交付金、項１、目１地方消費税交付金は、通常分と社会保障施策経費充当分を合わせ、確定による１，４７４万１，０００円の増額です。

１８ページをお願いします。

款８環境性能割交付金、項１、目１環境性能割交付金は、確定による１４５万７，０００円の増額です。

１９ページをお願いします。

款９地方特例交付金、項１、目１地方特例交付金は、確定による４９万７，０００円の増額です。

２０ページをお願いします。

項２、目１新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、確定による３，０００円の増額です。

２１ページをお願いします。

款１０地方交付税、項１、目１地方交付税は、確定による特別交付税２，３１７万３，０００円の増額です。

２２ページをお願いします。

款１１交通安全対策特別交付金、項１、目１交通安全対策特別交付金は、確定による

８万円の減額です。

２３ページをお願いします。

款１２分担金及び負担金、項１負担金は、目１民生費負担金の老人福祉施設入所者負担金から、目３衛生費負担金の未熟児養育医療費保護者負担金まで、確定による合わせて４０１万１，０００円の減額です。

２４ページをお願いします。

項２、目２農林水産業費分担金は、確定による農地等災害復旧費申請者分担金５２万５，０００円の減額です。

２５ページをお願いします。

款１３使用料及び手数料、項１使用料は、目１総務使用料の船客待合所施設使用料から、目６教育使用料の小中学校施設使用料まで、確定による合わせて１３２万６，０００円の減額です。

２６ページをお願いします。

項２手数料、目３農林水産業手数料の下水道汚泥処理手数料、及び目４災害復旧手数料の農地等災害復旧事業申請者負担分設計手数料の確定による合わせて４１万７，０００円の減額です。

２７ページをお願いします。

款１４国庫支出金、項１国庫負担金は、目１民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費国庫負担金から、目２衛生費国庫負担金の未熟児養育医療費等国庫負担金まで、確定による合わせて７６万３，０００円の減額です。

２８ページをお願いします。

項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から、次ページの目６教育費国庫補助金の特別支援学級就学援助費補助金まで、確定による合わせて２，３１６万７，０００円の減額です。

３０ページをお願いします。

項３、目２民生費国庫委託金は、確定による国民年金事務委託金５６万５，０００円の増額です。

３１ページをお願いします。

款１５県支出金、項１県負担金は、目１民生費県負担金の障害者自立支援給付費県負担金から、目２衛生費県負担金の未熟児養育医療費県負担金まで、確定による合わせて７８０万６，０００円の減額です。

３２ページをお願いします。

項２県補助金は、目１総務費県補助金の熊本県移住支援事業費補助金から、次ページの目８災害復旧費県補助金の農地等災害復旧費補助金まで、確定による合わせて４０４

万６，０００円の減額です。

３４ページをお願いします。

項３県委託金は、目１総務費県委託金の県税徴収事務委託金、及び目５商工費県委託金の県有公園施設管理委託金の確定による合わせて１１万８，０００円の増額です。

３５ページをお願いします。

款１６財産収入、項１財産運用収入は、目１財産貸付収入の苓北町地域情報通信基盤施設貸付料から、目２利子及び配当金の中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給基金預金利子まで、確定による合わせて２６２万９，０００円の増額です。

３６ページをお願いします。

項２、目３生産物売払収入は、確定による堆肥売払収入１０６万１，０００円の減額です。

３７ページをお願いします。

款１７寄附金、項１、目１総務費寄附金は、確定によるふるさとづくり寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金合わせて２，９５０万円の減額です。

３８ページをお願いします。

款１８繰入金、項２基金繰入金は、目３新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定事業基金繰入金の新型コロナウイルス感染症対策農林漁業経営安定基金とりくずし、及び目４中小企業新型コロナウイルス対策特別利子補給事業基金繰入金の中小企業新型コロナウイルス対策特別利子補給事業基金とりくずしの確定による合わせて２７万９，０００円の減額です。

３９ページをお願いします。

款２０諸収入、項５、目１雑入は、災害対策費用保険金ほか６件の確定による合わせて２３５万３，０００円の減額です。

目２過年度収入は、障害者福祉費県負担金過年度収入及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金過年度収入の確定による合わせて６７５万円の増額です。

４０ページをお願いします。

款２１町債、項１町債は、６ページの地方債補正で説明したとおり、事業費の確定による合わせて８２０万円の減額です。

続いて歳出です。４１ページをお願いします。

款２総務費、項１、目１一般管理費の節７報償費のふるさとづくり寄附謝礼品から、節１２委託料のふるさとづくり寄附金受付等業務委託料までは、ふるさとづくり寄附金対策事業の実績による合わせて１，５５０万円の減額。

節１８負担金補助及び交付金は、実績による地域が輝く行政区活動補助金８２万５，０００円の減額。

節２４積立金は、実績による財政調整基金利子積立から次ページの苓北ふるさとづくり応援基金積立まで合わせて７，１４０万３，０００円の増額です。

目５財産管理費は、旧郷土資料館改修事業の実績による節８旅費の普通旅費から、節１４工事請負費の旧郷土資料館改修工事費まで、合わせて１４２万３，０００円の減額です。

４３ページをお願いします。

目６企画費は、航路の国庫補助金確定に伴う苓北町離島航路運営費補助金の減額、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金ほか１件の実績による減額を合わせて１，２２９万３，０００円の減額です。

目１０交通安全対策費は、交通安全対策特別交付金の減額による財源内訳の変更です。

目１２庁舎管理費は、庁舎改修事業の実績による、節１２委託料の監理業務委託料及び節１４工事請負費の庁舎改修工事費を合わせて２６０万円の減額です。

目１４情報化推進費は、実績による苓北町地域情報通信基盤施設保守委託料１０１万円の減額です。

４４ページをお願いします。

項２、目１税務総務費は、県税徴収事務委託金の増額による財源内訳の変更です。

４５ページをお願いします。

項４選挙費は、実績による目５苓北町長選挙費、節３職員手当の時間外勤務手当から目６苓北町議会議員一般選挙費、節１８負担金補助及び交付金の苓北町議会議員選挙公費負担金まで合わせて５６４万６，０００円の減額です。

４６ページをお願いします。

款３民生費、項１、目１社会福祉総務費は、節３職員手当の時間外勤務手当から節１８負担金補助及び交付金の価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等）まで、結婚新生活補助金を除き、価格高騰緊急支援給付金事業の実績による合わせて１，３４２万２，０００円の減額。結婚新生活補助金は、実績による１８０万円の減額です。

目２老人福祉費は、実績によるやさしいまちづくり住宅改造補助金２０万円の減額です。

目４介護保険事業費は、実績による介護保険施設物価高騰対策事業補助金１７万円の増額です。

目６障害福祉費は、実績による節１８負担金補助及び交付金の障害福祉施設物価高騰対策事業補助金から、節１９扶助費の移動支援事業費まで合わせて１６１万５，０００円の減額です。

４８ページをお願いします。

項２、目１児童福祉総務費は、実績による節１８負担金補助及び交付金の医療的ケア

児保育支援事業補助金から節１９扶助費の子育て支援医療費助成まで、合わせて８８０万７，０００円の減額です。

４９ページをお願いします。

項４、目１国民年金事務取扱費は、国民年金事務委託金の増額による財源内訳の変更です。

５０ページをお願いします。

款４衛生費、項１、目１保健衛生総務費は、実績による節１２委託料の妊婦健診委託料から節１９扶助費の特定疾病児童日常生活用具給付費まで合わせて１５１万１，０００円の減額です。

目２予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種実施事業の実績による節１報酬の事務補助員報酬から、次ページの節２２償還金利子及び割引料の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金まで合わせて１２１万４，０００円の増額です。

目３環境衛生費は、下水道特別会計繰出金（事務費分）から、次ページの特排処理事業特別会計繰出金（水道・下水道等利用者支援事業分）まで合わせて１，２８８万５，０００円の減額です。

目５健康増進事業費は、実績による施設複合がん検診委託料１００万円の減額です。

５３ページをお願いします。

項２、目２塵芥処理費は、海岸漂着物地域対策推進事業の実績によるごみ臨時収集運搬委託料（補助）ほか２件合わせて３０２万２，０００円の減額です。

５４ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１、目３農業振興費、節１０需用費は、実績によるイノシシ個体処理施設用の燃料費５２万９，０００円の減額。

節１２委託料は、実績による短期就労及び観光型移住体験業務委託料３０万１，０００円の減額。

節１８負担金補助及び交付金は、実績による農業資材価格等高騰対策事業補助金ほか２件を合わせて１００万６，０００円の減額です。

目４畜産業費は、優良血統和牛繁殖支援事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額変更による財源内訳の変更です。

目５農地費は、農業集落排水特別会計繰出金（事務費分）６７万７，０００円の減額です。

目７堆肥センター管理費は、実績による節１０需用費の電気料及び節１５原材料費の原材料費を合わせて、１３５万７，０００円の減額です。

５５ページをお願いします。

項２、目１林業振興費は、くまもと間伐材利活用推進事業県補助金の減額、及び森林

環境譲与税の充当額変更による財源内訳の変更です。

目２林道費は、林道敷占用料の増額等による財源内訳の変更です。

５６ページをお願いします。

項３、目１水産業振興費は、実績による漁業燃油価格高騰対策事業補助金１７万１，０００円の減額です。

５７ページをお願いします。

款６商工費、項１、目２商工業振興費は、実績による苓北町商工会補助金ほか１件合わせて８４万４，０００円の減額です。

目３観光費、節１４工事請負費は、実績によるペーロン船格納庫改築工事費１６０万円の減額。

節１８負担金補助及び交付金は、実績による宿泊費助成金１６１万５，０００円の減額です。

目４温泉センター管理費は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る減収補填として、温泉センター指定管理委託料４６万３，０００円の増額です。

目５富岡城公園管理費は、会計年度任用職員の雇用減による節１報酬のビジターセンター事務・清掃補助員報酬から、節８旅費のビジターセンター事務・清掃補助員費用弁償まで合わせて１６１万５，０００円の減額です。

５８ページをお願いします。

款７土木費、項１、目１土木総務費は、電子入札システム導入事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、及び新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の充当額変更による財源内訳の変更です。

５９ページをお願いします。

項２、目２道路維持費は、庁用車の修理に係る町有物件災害共済金の増額による財源内訳の変更です。

６０ページをお願いします。

項３、目１河川総務費は、町河川浚渫事業の実績による工事請負費（単独）２２０万円の減額です。

６１ページをお願いします。

項５、目１住宅管理費は、町営住宅の台風被害修理に係る町有物件災害共済金の増額による財源内訳の変更です。

６２ページをお願いします。

款８消防費、項１、目３消防施設費は、消防倉庫の台風被害修理に係る町有物件災害共済金の増額による財源内訳の変更です。

目４災害対策費は、災害対策に係る災害対策費用保険金の減額による財源内訳の変更

です。

６３ページをお願いします。

款９教育費、項２小学校費、目１学校管理費は、実績による修繕料１０５万円の減額です。

目２教育振興費は、実績による特別支援学級就学援助費２１万円の減額です。

６４ページをお願いします。

項３中学校費、目１学校管理費は、小中学校施設使用料及び旧都呂々中学校特別棟電気・上下水道使用料の減額による財源内訳の変更です。

目２教育振興費は、実績による特別支援学級就学援助費１５万８，０００円の減額です。

６５ページをお願いします。

項４、目１社会教育費は、実績による講師謝金９２万１，０００円の減額です。

目２公民館費は、健康支援事業（人生１００年時代づくり・地方創生ソフト事業）の実績による節７報償費の講師謝金から、節１７備品購入費の備品購入費（タブレット）まで、各種大会等報償費を除き、合わせて７９万９，０００円の減額。各種大会等報償費は、実績による７３万２，０００円の減額です。

目３社会教育施設費は、実績による温泉プール改修工事費１６０万円の減額です。

目５志岐集会所管理費は、公共的空間安全・安心確保事業及び健康支援事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額変更による財源内訳の変更です。

６６ページをお願いします。

項５、目１保健体育総務費は、実績による県民体育祭出場補助金７７万７，０００円の減額です。

６７ページをお願いします。

款１０災害復旧費、項１、目１農業用施設災害復旧費は、農地等災害復旧費補助金の増額等による財源内訳の変更です。

以上で、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第９号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　まず６５ページですけども、社会教育総務費の講師謝金、マイナス９２万１，０００円は、実績ということでしたけども、どういうことをしようと思って、どういう結果が出たのか、教えてください。

それから５６ページで農林水産業費の漁業燃油価格高騰対策事業補助金が、マイナス１７万１，０００円ですが、これは今なんか、ロシアとかウクライナでですね、燃料費が高くなっているという話を聞きますけども、そういう状況の中で、国も落としてきたのかどうか。教えてください。

それから５３ページで、衛生費の県補助金は、マイナス２１２万２，０００円になっていますけれども、これ今、廃プラスチック類の海岸漂着は大きな問題になっていますよね。特に苓北町の海岸はですね、ご存じのように有明海の出入口になっておって、有明海沿岸で養殖されている海苔の養殖関係の丸い輪っかとかですね、そういうものの漂着が見られます。現に、ひと月ほど前にはですね、宇城方面から来たという養殖業者の方が数人、そういうものを拾っておられました。これはひとつの苓北町だけがどんなに頑張っても解決する問題じゃない。そういう意味では、県の取り組みはですね、非常にありがたい取り組みだろうというふうに思いますけども、それがやっぱ県が減額したということはですね、やっぱ苓北町として、自治体として、やっぱ強くそういうことはやめてくれということで、減額はやめてくれということをやっぱ強く県に訴えていくべきではないかと思います。

それから４２ページで旧郷土資料館を改修したそうですけども、これは視察、見物していいのかどうか、教えてください。その場合の手続きはどのようにすればいいのか。

それから３６ページで堆肥がですね、減額になっていますけども、これも堆肥の価格も報道などによれば、高くなっているというようなことです。これも先程言いましたようにコロナとか、ロシア、ウクライナですね、そういう状況があるわけですので、やっぱそういうことを、畜産農家、あるいは農業を営んでおられる方々の手助けのためにもやっぱもうちょっとＰＲして、国、県にも強く働きかけをして、減額は避けるように取り組みをすべきではなかったかと思います。

それから、順番があちこち行きますけども、３７ページでふるさとづくりの寄附金が大幅に減額されていますが、これ当初予算の見込みが甘かったのではないかと。確定ということですけどもですね。確定になったからには、当然、その検証もしてあるというふうに思いますので。見込みが甘かったのではないか。確定したことの検証によって、今後どう取り組んでいくのかお尋ねします。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　３６ページの堆肥売払収入の減についてですが、確かにおっしゃるように、物価の高騰というのは、堆肥センターの運営の経費の面で影響は確かにあります。ただ、それによって生産量が落ちたのではなくて、昨年度につきましては、まず、大口のですね、顧客の方で、ちょっと都合があられて、購入いただけなか

った分が２件ほど、大口の方がありまして。その影響と、堆肥センターの従業員のお一人が、長期休職に、ご病気になられまして、しばらく人が見つからなくて、最終的には見つかったんですけれども、見つからなかった期間、ちょっとどうしても人員が不足の状態がありまして、生産が計画どおりいかなかったというところで、昨年度は減となったところでございます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　３７ページです。ふるさと納税の寄附金額が、予算より大幅に少なかったということでご質問がございました。見込みが甘かったんじゃないかということでございますけれども、一括業務代行のですね、コンペを行ったところ、事業所におきましては５，０００万円をクリアできるということで取り組んでいただきましたけれども、残念ながら寄附金が伸びない状況にございました。

その検証と今後の対応ということでの２点目、３点目のご質問でございます。

まず検証につきましては、事業所からですね、３月１７日に報告を受けまして検証、検討を行っております。内容としましては、町内の事業者及び返礼品の数、在庫ですね、個人の事業所が多いものですから、少ないということで出荷の方に限界があったと。また、人気のジャンルである肉などのですね、そういったジャンル及び高額の返礼品が不足しているという状況もございます。

あと、全般的にふるさと納税事業者の競争の激化ということで、どこの自治体も広告費等をですね、予算に計上して、広告宣伝活動をしながら、寄附金の申し込み等について事業を行っているけど、ここがちょっと不足していたということの検証でございます。

今後の取り組みでございます。

まず今申し上げましたとおり、令和５年度予算では、広告予算をですね、増額して、そこのところの対応ということと、先程言ったジャンルの中で肉を専門に取り扱っている事業者を、新規のですね、契約の方で取り組みを行いたいというふうに考えております。

あと、今月１１日になりますけれども、成果を出している自治体の方にですね、副町長と私と、担当が出向いてですね、大きくその額が伸びている要因とか施策とか、そういったものも研究しながら、今後のふるさと納税額の増加というふうなところの取り組みをしていきたいというふうに思っております。

また加えて、企業版ふるさと納税についても、一括業務委託についてもですね、検討を行って、こちらの方の増額というふうなところにも取り組んでまいりたいというふうに思っています。主な今後の対応につきましては、以上のとおりです。

あと、旧郷土資料館の見学、視察ですけれども、まず可能です。

手続きにつきましては、総務課の方にご連絡いただきましたら、担当とですね、内覧をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　５３ページの件でございます。海岸漂着物地域対策推進事業の中の取り組みでございまして、今回の専決補正につきましては、こちらからですね、実績報告を上げた結果の減額となっておりまして、この要因といたしまして、当初計画では８カ月間の間に１４トンの回収を予定をしておりました。しかしながら、実績的には７カ月雇用で１２．３９トンという具合で、計画よりもちょっと少なめになったものですから、その分シルバー人材センターの委託料の方も、減額となりました結果がこのようになっております。

令和５年度につきましては、いただいた予算を有効的かつ効率的にですね、活用して環境対策に力を入れていきたいと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　５６ページの漁業燃油価格高騰対策事業補助金の減についてですが、この補助事業はですね、漁協を通じて漁船に燃油を入れられた際の補助になりますが、対象期間が９月から３月となっておりまして、この財源としておりますコロナの交付金の実績報告をですね、どうしても３月中に出す関係で、金額をちょっと固めなければならなかったので、一応見込みで、その交付金の方を４３万５，０００円減額にしたんですが、結果的に３月分までその補助金の総額を取りまとめたときに、少し４３万５，０００円減らした分では足らなくなって、それは単費に振り替ておりましたので、その分で２６万４，０００円が、単費の分が増えたということで、その対象期間に、この事業を利用された方については、全て補助金としては交付できているところです。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　教育課長。

○教育課長（吉本英明君）　６５ページの講師謝金９２万１，０００円の減額ということで、当初どういった事業を予定していたのかというような部分のご指摘がございました。

こちらにつきましては、事業としましては、地域学校協働活動推進事業という取り組みを行っております。具体的な内容ですけども、坂瀬川小学校、志岐小学校、富岡小学校、都呂々小学校、苓北中学校に各１名、地域学校協働推進員を配置しておりまして、地域社会と連携した教育活動を行うというような取り組みの事業であります。

また、苓北中学校の空き教室や、町内施設の有効活用のために、苓北中学校生を対象としまして、年間を通じてですね、特に夏休み、冬休みの期間の長期休暇中が重点的になりますけども、自主活動を推進するため地域未来塾を開設する計画で、講師の方につきましては地域の方、あるいは教員免許を持っていらっしゃる方というような部分での予算計上をさせていただいておりましたけども、期間中、地域社会との関わりも子どもたちに出てまいりますので、昨年中におきましてはコロナの影響とかもありまして、その点ちょっと事業ができなかったような部分で、そのための実績に基づきます講師謝金等の支払いの減額による減額でございます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　まず、６５ページですが、これは４年度の承認事項ですけども、令和５年度では山﨑町長もですね、人づくりとかいうことを所信表明で訴えておられますので、やはりできるだけ、せっかくお願いした講師さんには頑張ってもらうように。やっぱ教育委員会でも積極的にバックアップして、成果が出るように取り組むべきではないかと思います。

それから、５６ページの中で水産業の関係でですね、今、漁師の方が非常に何か漁獲量が少ないと、捕れないんだということをおっしゃっておりました。これはこん前、富岡港で何とかがある、ちょっとそれの４、５日前のことですので、つい最近の話です。で、何で捕れんとですかと言うたところが、やっぱ海藻だと。町でもいろいろ県と一緒になって漁礁を埋めたりとか、そういうことをしよっとやかですかって言うたら、もう何かその漁礁があんまり役に立たんような感じでですね。私素人ですので、よく意味が何かわからなかったんですけども、魚礁の役目はあんまりしていないということでした。

そこら辺ほんなら、どがんすれば良かですかっていうたら、それがやっかいということでですね、漁師の方自体もその解決策っていうのをあんまり理解しておられないというか、つかんでおられないようなものの言い方でした。

それで、幸いといいますか、苓北町には九州大学もありますし、天草拓心高校もあります。そういう意味では、海洋の専門的な知識を持ち合わせた方々が多数おられるというふうに思います。しかも、熊本県には、熊本県に限らずどこにもあっとでしょうけども、県の水産試験場もありますよね。やっぱそういういろんな方々にお聞きしながら、何ができるのか、なぜ海藻は植わらないのか、そういうこともっと真剣にやっぱ調べて、漁師の方の生産性を上げていくべきではないかと思いますんで、これも今現在４年度の事業ですけども、これも山﨑町長が、産業振興の中でですね、一次産業の振興、これはもう一次産業の振興はずっと、前の町長、田嶋町長も何十年と取り組んできておられますけども、なかなか成果が上がっていない。それはなぜなのかっちゅうことを再度

また協議して、少しでも、１円でも２円でも上がるようにしてほしいと思います。

それから３７ページのふるさとづくりですけども、肉などがですね、足りなかったとか、何か不足していたとか、そういう話がされましたけども、これやっぱ見通しが甘かったということですよね。そういう結果、肉が足りなくなったということですので。やっぱ今後はそういうものは十分に検討された結果、今年いくらだったですかね、何億円やったですかね、計上しておられますので、やっぱそういう返礼品が足らんやったもんなとか何とかっちゅうことはないような取り組みをやっぱすべきだろうと思います。

何か５，０００万円はＯＫだったとか何とかという話がちょっと出ましたけども、私はこの仕事に携わっておりませんので、よく中身は分かりませんけども、そがん言わしたっですもんね、コンサルさんがとか、そういう話はですね、やっぱりすべきではないと思います。もっと自分が責任を持って、その担当になられた方はですね、自分の責任でこうなってしまったんだということを言うべきだろうと思います。

それから３６ページの堆肥センターの件ですが、これやっぱ職員の一人が休まれて、その方が長期休養されて、作業に影響を与えたということですけども、その場合は持ち込んだ牛ふんとか、そういう材料に支障はなかったんでしょうか。要するに堆肥化するそこの工程が休むということになってくればですね、休むというか、規模縮小なのか分かりませんけども、そうなってくれば牛ふんがたまり過ぎてしまうとか、あるいは生ごみがたまって、生ごみなんてしょっちゅう出てきますのでですね、そういうことはなかったのかどうか。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　３６ページの堆肥の売払い収入がですね、減に伴う件ですけども、おっしゃるように、この牛ふんとか生ごみ、下水道汚泥あたりをですね、受け入れてそれを堆肥化してるんですけども、若干、下水道汚泥あたりは持ち込みをですね、少し調整をさせていただいて、経費的にはちょっとかかる部分もあるんですけども、対応させていただいておる部分と、牛ふん、生ごみについてもですね、できるだけ全てに近いような形で処理をしたいと思ってるんですけども、今言いましたようにいろんな事情で、ちょっと生産が追いつかないときに、若干調整をかけながら、運営をさせていただいてるんですけども、スタッフの方も労働条件とかですね、苛酷な部分もありますので、その辺を農林水産課の方で、堆肥センターにも、担当それから私の方も時々行ってですね、担当の方は頻繁に行ってやりとりをして、職員の方が安心して勤めていただけるような環境をさらに整えてですね、生産を上げていきたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　只今ご指摘がありましたとおり、今年度ですね、先程申し

上げました今後の対応を含めて、寄附金額の増額に向けて鋭意努力したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　５６ページの水産業の部分ですけども、おっしゃるように魚礁の方は、もちろん効果というのは、非常にあるんですけども、ただ年数が経ってくるとですね、私もちょっと、深い研究を今からしていかないといけないと思うんですけども、海藻が植わって、枯れてみたいな、その根の部分っていうんですかね、付着した部分の上には、次の海藻がちょっとつきにくいっていう話を聞いたことがありまして、それは石であればですね、台風であったりとか、そういったことで石がひっくり返るとまた次の海藻が生えて、それを繰り返すことで、藻場が維持されるって話も伺ったことがあるんですけども、一応その辺も含めまして、おっしゃいました関係機関ですかね、九州大学等含めまして、ちょっといろいろご指導いただきながらですね、昨年度も、今年度も藻場の造成の事業には取り組んでいるんですけども、僅かな歩みかも分かりませんけども、少しずつ成果は出ていると私たちとしては思ってるんですけども、それではちょっと追いつかない部分があると思いますので、さらに研究して、成果にですね、つなげていけたらと考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　教育課長。

○教育課長（吉本英明君）　６５ページの件ですけども、こちらの事業につきましては地域と学校がパートナーでそれぞれ事業を展開していくということでございまして、議員ご指摘のとおりですね、地域の人づくり、それと地域の未来を担う子どもたちの人材育成にもつながりますので、ご指摘のように積極的に今後も取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　まず３６ページですが、課長もご存じと思いますけども、堆肥センターの取り組みは、非常にこう、前田嶋町長の取り組みの中でですね、視察されたときに、当時の天草市長さんは、ひとつの自治体では非常に良いことだと。しかし、一つの自治体では厳しい取り組みをされとるという考えをお持ちだったようですけども、苓北町はそれに積極的に取り組んだ。それが資源循環型社会の構築と、非常に重い政策に取り組んでおられるわけですので、再度、従業員の皆さんに限らず、担当課長さんもですね、これはもう当然そうだろうと思いますけども、もっと重いんだということで、決して休みがないように、常にＪＡとも打ち合わせをされながら、フル稼働ができるような取り組みをしてほしいと思います。

それから５３ページ、廃プラスチックの分がちょっと、海岸漂着物の分がちょっと２回目の質問ができませんでしたが、これ何かシルバー人材とかそういう方々の実績を県に報告する場合はですね、そういう作業をする方の資格を問われるわけですか。例えば、もし作業量が予定よりも回収量が少ないということであれば、ＪＡ女性の会で曲崎のボランティアで回収しておられますけども、そういうものと抱き合わせるということはできなかったのかどうかですね。いずれにしても、ボランティアで回収に取り組んでおられる方々にも、せめて手袋代ぐらいは出すということにすれば、県に返さなくてもよかったんじゃないかというふうに思います。

５６ページの漁業の減少の件です。失礼しました。漁業は減少していますよね。この減少している数値もですね、調べようがないんですね。苓北町の町政年報では、平成２７年か、ぐらいまでしか資料がないです。やはりそこら辺は、少しずつという課長のお話も出ましたけども、それで飯食って、それを生業にしておられる方は少しずつじゃ困るわけですね。やっぱすぐに、生活ができるような形で、早急に取り組むべきだろうと、早急に結果が出るような取り組みをすべきだろうと思います。

先日、町長は関係団体との打ち合わせもしておられますので、やっぱそのときもですね、そういう話は当然出てきたのではないかと思います。もしかすれば漁業者の皆さんが町長に遠慮されて、そこまで率直な話が出なかったのか。浜口の場合は、何か面見知りやけんが、知っとるけんがと言うて率直な話が出たのか、そこら辺は分かりませんけども、やっぱそのうちとかそういうことじゃなくて、もう今日、明日の生活に困っておられる、困っておられるところまでいかんにしてもですね、将来の後継者づくりとかそういうものを考えた場合もですね、それはもう少しずつしよったっちゃ後継者は出てこんです。お父さん、お母さんも後ば継げとは言わっさんですよ。やっぱすぐにでも成果が出るような取り組みをですね、してください。

終わります。

○議長（野﨑幸洋君）　答弁はいいですか。ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　４３ページの企画費の中で苓北町離島航路運営費補助金が１，０００万円減になっていますが、これは国の方の支援金が１，０００万円増加したことで、町の持ち出し分が減ったのかどうか。それとも全体の赤字幅が１，０００万円ぐらい大幅に減ってると。経営改善が今進んでると。非常にコロナ禍でですね、長崎に渡る人たちも少なくなって、非常に大変な中での運行を、今、していただいてるんじゃないかと思いますが、その辺りの減の理由、それとこの減で特別地方交付税が逆に増えてますけれども、８割が特別地方交付税で町の持ち出し分は補てんされるということでしたので、これが増加になってるかと思ったら増加じゃなくて、減になった上で特交が増え

てると。特交の増えた理由も含めて教えていただきたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　４３ページの航路の補助金ですけども、この件については３月の定例会の折にですね、補正をさせていただきまして、そのときは国の補助金の方がまだ確定していなかったようなことで、全額、町の一般財源の方で補正させていただきました。その後、国の補助金が確定しまして、国の補助金が約１，０００万円程度増えましたので、その分が町の補助金として減額というふうな形になっております。

特別交付税につきましては、この分についても対象となっておりまして、その分が加算されております。その他の交付税につきましては、どうしても算定がですね、県から来る分について、何にいくら加算されて増額されたっていうのがちょっと見えない部分がありますので、全体として増えてはいるんですけども、航路の部分も含めて、増額になってるということでございます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　ありがとうございました。３月補正で増額してた。やっぱり一般財源で国の分も含めて支障がないように補正をされてたわけですね。確定で精算ということで。ありがとうございました。確かに特別交付税の方も２，３００万円、最終的な増があって、いろいろとデジタル化関係での事業の実施であるとか、だいぶ町自体が、特別交付税対象の事業に取り組んでるというようなことで増加してるのかなと思いますが、まだやっぱ内訳はそのままブラックボックスの中にあるわけですね。県の方の。ある程度、この分については県の方も、こういう事業には交付税を充てるということに対しては確実にその分はもらってるというようなことになってるのかどうか。

大部分、国、県もある程度きちんとした形で提示されてる中でしていただかないと、なかなか事業に取り組む自体危ないと。もしかしたら、くれなくなると財調で取り崩さにゃいかんというようなことになれば、非常に厳しくなってまいりますので、その辺りについては、特に苓北町も非常に厳しい状況でありますのでですね、町長以下、皆さんがいろんな知恵を出し合いながら、もらえるものは確実にもらっていくということをぜひ進めていただきたいと思います。

次に、旧都呂々中学校の方の電気・上下水道の収入が大幅に、今回マイナス１７０万円程度になってますが、この減の理由というのは、特別にまた町からの支援か何かで減にしたのか、算定そのものを誤ったのか、その辺りを教えていただければと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　何ページでしょうか。

○２番（山口利生君）　すいません。３９ページ、雑入です。１７０万円の減。

○議長（野﨑幸洋君）　教育課長。

○教育課長（吉本英明君）　旧都呂々中学校の１７０万円の減額についてでございますが、こちらにつきましては、令和４年度の予算の策定時の計画ではですね、令和４年６月から、レノバさん関係の事業所さんが入居されるというような部分で、予定で計画がされていたもので、内訳としましては、電気料、水道料、下水道料のそれぞれの６月以降の見込額を計上してございましたけども、ご承知のように今年の６月からということで１年間入ってこなかった期間が出てきたものですから、当初計上していた部分は全て削除と申しますか、そういった部分になっております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　これ、レノバさんの分が丸々入居がなかっただけですね。いや、特別棟って書いてあったもんですから。今、「もやい」が特別棟の方に入ってて、そこでのものかと思ったもんですから。失礼しました。

ひとつちょっとこの関連で電気が出たもんですから、あそこの太陽光発電が都呂々中学校と都呂々小学校の屋上にのってますよね。あれは九電への売却を今してますが、太陽光発電の発電した電気はこの人たちが使う電気に入れられないのかどうか。九電売却じゃなくて。自家発電してますから、その分いくらかで供給というものができれば。今、キロ７円ぐらいしか太陽光発電は売却できてないんじゃないかと思いますけれども、そのようなことはできないものかどうか。今わからなければ、また今度の６月議会でも、その辺りの有効活用についてのお話を聞きたいと思います。一応、１７０万円は分かりました。レノバの６月から３月までが入ってなかった分が丸々減ということですね。ありがとうございました。

○議長（野﨑幸洋君）　答弁よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

承認第３号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第３号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

ここで休憩といたします。

１１時まで休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時４４分

再開　午前１１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　それでは休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第７　承認第４号　専決処分の承認について

専決第４号　令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第６号）

○議長（野﨑幸洋君）日程第７、承認第４号、専決処分の承認について、専決第４号、令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第６号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　承認第４号、専決処分の承認について、専決第４号、令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第６号）についてご説明をいたします。次の次のページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１８４万９，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２億３，７９２万８，０００円とするものでございます。

主なもの、原因は水道事業費の確定によるものです。

４ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正、１.変更ですが、（公営企業会計適用債）簡易水道事業費の確定によりまして１８０万円を減額するものです。

７ページをお願いします。歳入です。

款４繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金、節１一般会計繰入金、水道事業繰入金につきましては４万９，０００円の減額となりまして、これも事業費の確定に伴うものでございます。

８ページをお願いいたします。

款７町債、項１町債、目１公営企業会計適用債１８０万円の減額です。これも事業費の確定によります減額といたしております。

９ページをお願いいたします。これより歳出です。

款１水道費、項１水道管理費、目１一般管理費、節１０需用費は、消耗品費の実績により１２万７，０００円の減額です。

節１２委託料は、固定資産台帳作成業務委託料の額が確定したことによります、１７

２万２，０００円の減額でありまして、２つ合わせて１８４万９，０００円の減額となります。

以上で、令和４年度苓北町水道事業特別会計補正予算（第６号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

承認第４号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第４号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　承認第５号　専決処分の承認について

専決第５号　令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第５号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第８、承認第５号、専決処分の承認について、専決第５号、令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　承認第５号、専決処分の承認について、専決第５号、令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第５号）についてご説明をいたします。次の次のページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１，１２６万８，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ３億９，１３８万５，０００円とするものでございます。

主な要因といたしまして、下水道事業費の確定によるものでございます。

６ページをお願いいたします。歳入です。

款３繰入金、項１繰入金、目１一般会計繰入金の減額につきましては、歳出の確定等によります下水道事業繰入金（事務費分）、下水道事業繰入金（水道・下水道等利用者支援事業分）合わせて１，１２６万８，０００円の減額です。

７ページをお願いします。これより歳出です。

款１公共下水道事業費、項１下水道管理費、目１一般管理費、節２給料から、次のページ、８ページの節１２の委託料の合計１，１２６万８，０００円の減額の理由は実績によるものでございます。

以上で、令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第５号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　７ページと８ページで質問いたします。７ページの需用費が５５５万４，０００円、これ電気料が３０７万４，０００円の減になっています。昨年から電気料が高騰して大分当初予算でも増額して予算化しているところでございますが、これだけの３００万円という大きな金額が減になった理由が分かれば教えていただきたいと。

それと汚泥運搬処分委託料で２４０万円の減になっていますが、堆肥センターへの汚泥の運搬が減ったということで、２４０万円で済んだっていうふうになってるのか。このあたりの関連、ただ汚泥が残ってはいかんから、また福岡の方にこの汚泥を搬出したところで２４０万円の減にとどまってしまったのかというところを教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　まず、需用費の電気料３０７万４，０００円の減額でございますが、当初見ていたところなど、マンホールポンプ場の電気料の分がこれに当たりまして、当初、比べましてですね、予算見込みの方が多かったもんですから、実績に応じて、３０７万４，０００円減額したものであります。

あと委託料の方です。８ページ、これにつきましてはおっしゃるとおり堆肥センターの分が、処理場等維持管理業務委託料ということで前処理施設の清掃、及び収集運搬業務が不要になったことによる減額、その次の段の汚泥運搬処分委託料、これにつきましておっしゃるとおり福岡までの運搬回数の減少と、福岡での委託先の処分回数の減少による要因で２４０万４，０００円減額したものであります。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

承認第５号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第５号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第９　承認第６号 専決処分の承認について

専決第６号 令和４年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第４号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第９、承認第６号、専決処分の承認について、専決第６号、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　承認第６号、専決処分の承認について、専決第６号、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第４号）についてご説明をいたします。次の次のページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ７８万２，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２，０７８万９，０００円とするものでございます。

主なものは、一般管理費に係る実績によるものでございます。

６ページをお願いいたします。歳入です。

款２使用料及び手数料、項１使用料、目１農業集落排水施設使用料、節１現年分１０万５，０００円の減額は、実績に応じて減額するものであります。

７ページをお願いします。

款３繰入金、項１繰入金、目１一般会計繰入金は、歳出の確定等によります農業集落排水事業繰入金（事務費分）に係るもので、６７万７，０００円の減額となります。

８ページをお願いします。これより歳出です。

款１農業集落排水事業費、項１農業集落排水管理費、目１一般管理費、節８の旅費から節１２の委託料までは、実績により、合計４８万２，０００円の減額となるものです。

９ページをお願いします。

款３予備費、項１予備費、目１予備費につきましては、３０万円の減額となります。

以上で、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第４号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

承認第６号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第６号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１０　承認第７号　専決処分の承認について

専決第７号 令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１０、承認第７号、専決処分の承認について、専決第７号、令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　承認第７号、専決処分の承認について、専決第７号、令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明をいたします。次の次のページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ９６万４，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ４，３５６万６，０００円とするものでございます。

主な要因といたしまして事業実績によるものでございます。

４ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正、１.変更ですが、（下水道事業債）特定地域生活排水処理事業の確定によりまして３０万円を減額するものでございます。

７ページをお願いします。歳入です。

款１分担金及び負担金、項１分担金、目１分担金、これにつきましては、実績によりまして３万８，０００円の増額をするものでございます。

８ページをお願いします。

款２使用料及び手数料、項１使用料、目１戸別合併処理浄化槽使用料８７万円の増額

も実績によりまして、補正するものでございます。

９ページをお願いします。

款３県支出金、項１県補助金、目１特定地域生活排水処理事業費補助金４，０００円の減額につきましても、交付金の確定によります減額でございます。

１０ページをお願いします。

款４繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金につきましては、それぞれの繰入金で事務費分８１万２，０００円、建設費分９万７，０００円、水道・下水道等利用者支援分６５万９，０００円、合計の１５６万８，０００円の減額となります。

１１ページをお願いします。

款７町債、項１町債、目１下水道事業債３０万円の減額につきまして、事業の確定によります減額でございます。

１２ページをお願いします。これより歳出になります。

款１特定地域生活排水処理事業費、項１特定地域生活排水処理管理費、目１一般管理費の節８の旅費から節１８負担金補助及び交付金によります分の合計３０万５，０００円の減額は実績による減額でございます。

１３ページをお願いします。

款１特定地域生活排水処理事業費、項２生活排水処理事業費、目１生活排水処理事業費、節１４工事請負費の３５万９，０００円の減額についても、実績による減額でございます。

１４ページをお願いします。

款３予備費、項１予備費、目１予備費の３０万円の減額につきましては、そのまま使用がありませんでしたので減額するものでございます。

以上で、令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

承認第７号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第７号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１１　承認第８号　専決処分の承認について

専決第８号　令和５年度苓北町一般会計補正予算（第１号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１１、承認第８号、専決処分の承認について、専決第８号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　承認第８号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第１号）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和５年度苓北町一般会計補正予算を令和５年４月３日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正予算は、国において、令和５年度も全ての方が自己負担なしで、新型コロナワクチンを接種できることが示されたことに伴い、早急に接種体制を整える上から、ワクチン接種にかかる費用を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　専決第８号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第１号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２，１８９万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４８億１，４８９万１，０００円とするものです。

６ページをお願いします。歳入です。

款１４国庫支出金、項１、目２衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金１，７４５万７，０００円の増額です。

７ページをお願いします。

項２、目３衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金４４３万４，０００円の増額です。

８ページをお願いします。歳出です。

款４衛生費、項１、目２予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る節３職員手当の時間外勤務手当から、節１２委託料の「健康かるて」改修に係るシステム改修委託料、及びワクチン接種者を延べ６，９００人と見込んだ新型コロナウイルスワクチン接種委託料まで合わせて２，１８９万１，０００円の増額です。

以上で、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第１号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）討論なしと認めます。

承認第８号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第８号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１２　議案第４１号　令和５年度苓北町一般会計補正予算（第２号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１２、議案第４１号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　議案第４１号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第２号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国において、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うこととして創設された低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業のほか、新たに採択を受けた統合型ＧＩＳの構築と公開による町民サービス向上事業を始めとしたデジタル田園都市国家構想交付金事業並びにコミュニティ助成事業に要する費用を補正するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　議案第４１号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第２号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億６，６９７万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４９億８，１８６万２，０００円とするものです。

６ページをお願いします。歳入です。

款１４国庫支出金、項２、目１総務費国庫補助金は、統合型ＧＩＳの構築と公開による町民サービス向上事業ほか２件の交付決定によるデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装）８，０１３万７，０００円の増額です。

目２民生費国庫補助金は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金及び事務費国庫補助金合わせて４４８万７，０００円の増額です。

７ページをお願いします。

款１８繰入金、項２、目１２財政調整基金繰入金は、デジタル田園都市国家構想交付金事業の補助裏に充てるため、財政調整基金とりくずし７，９８４万７，０００円の増額です。

なお、本日、別紙で、令和４年１１月に総務省から出された「地方交付税法の一部を改正する法律案の概要（令和４年度補正予算関連）」についての資料を配付させていただいております。

この資料でございます。

これにより、デジタル田園都市国家構想交付金事業の地方負担分につきましては、令和５年度の地方交付税に加算される見込みとなっておりますが、未だ算定額が確定しておりませんので、現段階においては基金とりくずしでの財源対応としております。

８ページをお願いします。

款２０諸収入、項５、目１雑入は、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の助成決定による浦区及び中尾区分のコミュニティ助成事業助成金２５０万円の増額です。

９ページをお願いします。歳出です。

款２総務費、項１、目６企画費は、浦区及び中尾区分のコミュニティ助成事業補助金２５０万円の増額です。

目１４情報化推進費は、デジタル田園都市国家構想交付金事業のマイナンバーカードを活用した申請窓口のスマート化による住民サービス向上事業に係る申請書類作成支援サービス構築業務委託料及びオンライン申請サービス構築業務委託料合わせて２，５１

１万３，０００円の増額、並びに統合型ＧＩＳの構築と公開による町民サービス向上事業に係る統合型及び公開型ＧＩＳ構築業務委託料１億１，４３０万円の増額です。

１０ページをお願いします。

款３民生費、項２、目１児童福祉総務費は、給付対象者を７６人と見込んだ子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る節１０需用費の消耗品費から節１８負担金補助及び交付金の子育て世帯生活支援特別給付金まで、合わせて４４８万７，０００円の増額です。

１１ページをお願いします。

款９教育費、項１、目２事務局費は、デジタル田園都市国家構想交付金事業の校務用パソコン６３台の購入を含む校務デジタル化推進事業に係る節１２委託料のＩＣＴ教育支援業務委託料から節１７備品購入費の備品購入費（パソコン）まで合わせて２，１８０万７，０００円の増額です。

１２ページをお願いします。

項２小学校費、目１学校管理費は、１１ページで説明したパソコン購入により不要となる校務用パソコンリース料９０万２，０００円の減額。１３ページの項３中学校費も同様に、校務用パソコンリース料３３万４，０００円の減額です。

以上で、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第２号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　９ページですね。情報化推進費の中で、委託料でございますけれども、まず冒頭申し上げますけれども、４月２８日ですね、全員協議会で説明がございましたけれども、その点どうしても納得のいかないような感じがありましたので、再度、質問をさせていただきます。

まず、オンライン申請サービス事業の件でございますけれども、この件については、オンラインで申請をした場合、職員がその書類を届けるということだったですね。その職員さんの手間もかなりかかるんじゃなかろうかなと思っております。そこら辺は十分検討なされたのかどうか。

それから、前回の議会のときですね、コンビニで取られるような体制を整えたと。そこら辺重複するとじゃなかろうかなと。そこら辺の行政としてのバランスのとり方、そこら辺は十分検討なされたのかどうか。お尋ねをします。

それから、統合型のですね、ＧＩＳ事業関係でございましたけれども、これの目的から言いますと、公開による町民サービスの向上事業ということであったと思っておりま

す。

いただいた資料により質問をさせていただきますけれども、事業の概要の中で、航空写真、地形図、道路台帳等を登載した共通基盤データの作成ということでありましたけれども、航空写真、地形図は既に備え付けてあり、分・合筆等についても随時修正されているようであります。

航空写真については、年月が経っているということでございますが、田舎であるので、１０年前撮ったとも大して変わっていないというようなこともございまして、あまり必要性も感じられんとじゃなかろうかなということでございます。

また、今回策定されるであろう地図情報についてはですね、高い精度であろうと思われますが、既に法務局で登記等に利用できる字図は廃止されております。また、地図情報については、カーナビやＧＰＳ機能が日進月歩で充実しつつあり、改めて構築する必要はないのではないかと思われますが、いかがでしょうか。

また、道路台帳等は既に作成されている台帳で十分ではないかと思われますが、これについてもお尋ねをいたします。

それから、防災情報については、既に稼働しつつある「よかナビ」が、かなりの予算をかけて、予算を費やして、整備をされつつあります。この「よかナビ」が防災をメインとしてですね、大いに活用されると思われますが、この件と重複されるのではないかと懸念するものでございます。

また、空き家の情報については、売買、貸家については、より詳細にですね、不動産行政によるインターネットの配信が常時行われております。全く必要じゃないような感じでございます。

また、消防施設においては、消防団員により常時管理が適切に行われており、ほとんど地域の皆さんにおいても周知されています。

また、防犯灯についても、地域の方々も同じように場所等については注視されている。現在の台帳活用で十分であると思われますが、この防犯灯についてはですね、なお、担当職員によりこまめな管理が行われることを望むものでございます。

このような状況をですね、行革デジタル対策室おいては、現状を十分に把握されて計画に取り組まれたと思いますけれども、この前の説明では、そこら辺十分にですね、納得がいきませんでした。ここら辺お尋ねします。

それからですね、合わせて地図情報等についてですね、閲覧や交付等が行われております。それが令和４年度ではどのような実績があってるのかですね。合わせてですね、住民票の交付とか、あるいは諸証明の交付、本町で行われた件数、あるいは各出張所で行われている件数等があると思いますので、そこら辺は十分周知の上でこのような計画をなされたのかですね、全体的にお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　では、ご質問にお答えさせていただきます。

まず１点目ですね、オンライン申請サービスは、職員が自ら届けるのではないかと、その手間が大変じゃないかというご質問でした。このオンライン申請サービスを受けますと、確かに職員の方が対応はいたすんですけれども、あくまでもご本人さんに届ける方法というのは郵送が原則というふうになります。ですので、職員が届ける手間というのは発生いたしません。

次に、２番目といたしましてコンビニ交付等、サービスが重複するんではないかというご質問でしたけれども、まず、オンライン申請というのは、スマートフォンやパソコンで、自宅にいながら、支払いから何から全部一遍に済むような申請方法になりまして、それが郵送で自宅に届けられるということで、若干時間がかかるという、ちょっと欠点はございます。ただ、わざわざ役場に行かなくても、いずれ何日か待てば、自宅に届くという形式になっております。これに対しましてコンビニ交付の場合は、行けばですね、コンビニの方で対応する時間というのが、コンビニがたとえ２４時間開いておったとしても、対応できる時間は夜の１１時ぐらいまでだったかと思いますが、そういうふうに時間制限はありますけれども、行けば、その場で、例えば住民票であったり、そういうものがもらえると。しかも町外でも、これはオンライン申請でも一緒ですけれども、もらえるという対応の方法がございまして、サービスの内容はどちらも受けるというものではありますけれども、使える場面というものが違いますので、それぞれ必要となられる方、特にそんなに急がない方はオンライン申請で、すぐにでもほしいという方は、コンビニ交付、夜でもですね、コンビニ交付で対応できるという意味では、住民サービスの多様化といいますか、あらゆる場面に対応できるようなサービスを提供させていただくという意味で重複はしていないというふうに考えております。

次に、３番目の統合型及び公開型ＧＩＳに関連する質問ですけれども、議員、先程ですね、目的が公開による住民サービスの向上ということで、これはですね、先日の全員協議会のときに、どういうものかをイメージをしていただくためにテレビの画面を使いまして、どういうものかということで公開型のＧＩＳの方の説明をさせていただきました。そのためにですね、本事業の主な目的が住民に対して公開することであるというふうに、ちょっと誤解をされた議員の方がほかにも多数いらっしゃるのかもしれませんけれども、本事業の目的というのは、まず統合型ＧＩＳと申しまして、大元となる、今現在ですね、苓北町役場の中でも、国でも一緒なんですけれども、それぞれの部署がそれぞれの事業に使う地図を、それぞれのシステムを使ったり、紙の地図だったりで管理をしております。そういう形ではまとめて、統一的にですね、利用することができません。

また、今、デジタル化が国の方では進められている中で、こういう地図なんかもです

ね、ＧＰＳ、カーナビなんかで使いますけれども、位置情報も合わせたデータと一緒にしたデジタル地図を作成しまして、その上に、防災であったり、行政情報であったり、道路台帳であったりというものを載せることでまとめた統一的な運用ができるというのが第一でございます。

せっかく作ったものですので、個人情報は公開することができませんが、その一部につきましては、せっかくだから住民の方にも広く使ってもらえるようにしようということで、公開型ＧＩＳというのも合わせてこの事業の中で実施するというふうにしておりますので、あくまでも統合型のまず地理情報のシステムをつくって、それを公開して住民の方にもという趣旨でございますので、まず大元の地図をつくるというところにポイントがあるということをご承知おきいただきたいと思います。

その上でですね、ご質問の中で、航空写真や地形図、特に航空写真につきましては、そんなに頻繁にですね、更新する必要はないんじゃないかというご質問ですけれども、航空写真につきましても、平成２４年に撮影したもので、確かに１０年前ですので、１０年が長いか短いかというのはございますけれども、地形図の方はですね、微細な修正はできますけれども、写真の方はちょっと修正は無理ですので、いずれかの時点で写真撮影はしていくべきものかというふうに考えております。

あと地形図につきましては、昭和５６年に作成しまして、平成４年に一部修正をして、そのあと微細な修正はしておりますけれども、かなり古いもので、しかも紙の状態ということになっておりますので、それをやはりいずれかの時点でデジタル地図に更新する必要があるというふうに考えております。

登記などに使えるための字図なんかは法務局にあるというご指摘でございますけれども、こちらもですね、法務局が持っている字図であって、先程申しましたように、やはりそれは法務局が持っているものであって、一般の方がですね、ただその目的のために必要とされる場合はそちらを見ればいいんでしょうけれども、そうではなく、総合的にですね、活用するための地図としてのものっていうふうに考えますと、やはり全体的なものが必要になるかと考えております。これはカーナビも同じでして、最初に戻りますけれども、公開することが目的となれば、確かに議員がおっしゃるとおり、カーナビであったり、字図であったりそれぞれに確かにございますけれども、そこが主の目的ではなく、大元の地図をつくることになりますので、それをまとめたものが必要ということになります。

道路台帳につきましても、今、紙の状態にありますので、確かに担当部署の方では紙の方を使って管理はしておりますけれども、それはもうそこだけで終わってしまうものになりまして、町全体としまして連携して使っていくものとしては不十分なものというふうに考えます。

防災につきましては「よかナビ」を昨年整備しております。防災関係で重複するのではないかというご質問ですけれども、「よかナビ」の中にマップという機能がございまして、確かに地図は載っておりますけれども、あれは無料で使える簡単な等高線も何も入ってないような地図になっております。そちらは今回整備をいたしますと、きちっとした地形図を使った、今回の地図に載せかえることができますが、もともとですね、よかナビは、防災情報をお知らせすることが目的でございまして、この地図というのは今後のデジタル社会が進む中での施策の推進にあたっての基盤となるものになりますので、目的がちょっと違うものではないかというふうに考えております。

空き家情報とかですね、その辺につきまして先程もカーナビとかと同じでして、公開することが前提としての話ではないかというふうに考えております。

消防施設、防犯灯も地域の方は場所はちゃんと分かっているということのご指摘ですけれども、これも同じく、地域の方は確かにご存じだと思いますけれども、そうではなく、やはり町が抱える地図の中で、今の防犯灯や消防施設もそうですし、道路台帳もそうです。各課で抱えているような、それぞれの位置情報なんかを全部ひとつにまとめて、今後の町の施策に活かしていく、どういうふうに活かしていくかということでは、これは非常に重要なものではないかというふうに考えております。

地図の交付件数、住民票や戸籍の交付件数につきまして、件数そのものは税務住民課の方で把握しておりますけれども、大まかな件数につきましては把握した上で、やはりその中でコンビニ交付にしても、今度のオンライン申請にしてもですね、窓口での対応につきましても、それだけの件数があるんであればということで、推進をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　令和４年度の地図関係の閲覧とか、地籍図の発行状況ですけども、枚数で３８５枚交付をしております。

以上です。

○４番（松本良人君）　あっちの方は。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　いっちょ質問の増ゆっとやんなあ。再度請求するけんか。

○議長（野﨑幸洋君）　分かりやすく、言っていただかないと。長文だと、質問内容が分かりにくいので。

○４番（松本良人君）　地図の状況は分かりました。オンラインで申請サービスとか何かをするために、住民票とか、あるいは戸籍、そこら辺の情報は十分周知されて、この事業に取りかかったのかっていうものを合わせて聞いたつもりですけども。いいですよ。

それも回数に入っとなら次に入ります。これは前の質問じゃけん。そこら辺も入れてください。

私はですね、今、山﨑町長、福田副町長のもとでですね、庁内にも相当ですね、新体制が引かれて、すばらしい行政が行われるものと期待しております。その中でですね、不要な案件は、多分、今後はいろんなことはなされないものと、必要に応じてされるものと相当期待しておるわけでございますけれども、今、お宅のおっしゃっとっとはですね、我々よりもですね、レベルが高くてですね、少なくとも熊本市内とか福岡市内では、今の構築がなされれば、東京都とか大阪とか。こんな６，５００人ぐらいしかおらんとにですね、人的に接触したやり方が私はいいんじゃなかろうかといつも求めております。金しゃが出せばですね、すばらしいサービスはできます。しかし、金とサービスとどのくらいぐらいの基準でするかというのは、やっぱり行政は考えていかなきゃならん。

それから特に過疎化になればですね、役場の職員が人的に接触することも、すばらしいもんじゃなかろうかと思っております。そこら辺がまず大事じゃなかろうかと思います。そこら辺を相当、福祉保健課関係の方は重視しておる中で、片やデジタル対策室は全く接触をしない行政に持っていこうと、つくり変えようとしている。ここはアンバランスじゃなかろうかと思います。この件について地図情報とか、あるいはオンライン関係もですね、デジタル対策室以上にですね、各課も相当把握しておると思いますので、各課の説明をですね、お尋ねしたいと思います。

これ今後ですね、いやはっきり言うてですね、デジタル対策室長の言うとは、全く私は、必要ないものと思います。しかしながら、先程言ったとおり、新体制のもとに、新町長のもとに要るんだということで自覚されて、予算計上がなされておりますので、各課はそれ以上期待していると思いますので、各課の対応をお尋ねをしたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡　学君）　令和４年度の窓口手数料関係の月計の集計表の中で、戸籍、本庁３，４３２件（このうち郵送請求が含まれます。）、坂瀬川出張所５２件、富岡出張所５３件、都呂々出張所４６件の計３，５８３件が戸籍を発行している件数です。続きまして、住民票、本庁２，０８８件、坂瀬川出張所９０件、富岡出張所１０７件、都呂々出張所７８件の２，３６３件となります。

なお、２０２３年、今年の４月ですね、もう５月に入りましたので、４月ですが、有料の戸籍・住民票の発行が３２４件ありました。そのうち１５６件は、郵送請求となります。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　情報基盤のですね、情報を今担当していますのが、G

ＩＳがあるのが土木管理課ですので、そちらについて補足的な、今の現状について説明をさせていただきたいと思います。

この事業においてはですね、公開を進めるにあたりまして、現在、測量技術に準じた精度の高い基盤となる資料を土台として作成する必要がございます。その基盤となる地籍図においてはですね、ご承知のとおり、平成１７年度以降の法改正に沿った世界測地系の座標を用いた地籍図をデジタル化して、基盤として作成をしております。境界の確認作業等にですね、あとは地籍図の発行とか町民の皆様の財産の保全にですね、活用していただいているところでございます。

しかしながらですね、レイヤーとなる航空写真を重ねると、地積図に合わない、大幅なずれが生じているところもございます。また地形図におきましては、現在使用している２，５００分の地形図がですね、約２８枚、レイヤー図があるんですけども、初期年度は昭和４６年、約５０年ほど前に一度も更新されていないものが３図面と、昭和５６年度に更新された図面が７図面、平成３年度に更新された１８図面が構成されておりまして、一部、九州電力苓北発電所の造成時に、平成１２年に地図の修正を行っておりまして、大変古くございます。

またですね、地形図におきましては海岸線で見てみますと、富岡の東西の海岸の緩傾斜とかは掲示してありません。併せて、旧志岐漁港とか志岐漁港海岸、そういった地形図もない状況で現在運用しているところでございます。併せて山間部につきましても、道路、林道等を造成した部分につきましても、そういう表示がない地形図を用いております。併せてですね、この道路台帳におきましても、各路線図は７２５本の図面でつくられておりますけれども、一番古いものは昭和５３年度に整備されておりまして、全体のですね、約２５％が地籍調査の完了前の６０年度以前に作成されている状況でございます。

このような状況でありまして、またそれがマイラー原図というところで、経年劣化の心配とか、現在この手作業でされる技術員の不足とかも、今後迫っておりまして、本来ならば町単独費でですね、徐々にこういった修正、電子化をする必要がございますけれども、今回、有利な交付金と交付税措置のですね、活用できるチャンスにこの地形図、当然、地形図をとると航空水準測量になりますので、併せて写真を撮るというのが航空写真の目的だと思っております。

そういったことで、世界測地系に沿ってですね、座標とか水準、高さをデジタル化した上で、精度の高い地図を作成したいと考えております。併せてですね、その水準とか座標とかが出ますと、あとの活用としては３Ｄ化っていう立体化とかもできると、急傾斜とかですね、流域の面積とか、そういった住宅の危険箇所とかもですね、リアルに把握できるのではないかっていうところでも考えておりまして、防災対策にもですね、そ

の機能強化につながることと思っております。

こういった様々なですね、事業に活用できる基盤となる地図につきまして、本予算によりまして作成できると考えておりますので、この有利な交付金と財政措置があるチャンスにですね、本事業により整備をさせていただきたく、現在、基盤情報を活用している担当課としては思っているところでございます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　先般の全員協議会の中で、総務課で管轄しておりますのは消火栓とか防火水槽あるいは防犯灯がございます。今、ここはご承知のとおり、紙ベースの簡略図によって管理させていただいております。これで、十分足りるんじゃないかというふうなご意見がこの前あったように感じております。総務課といたしましてはですね、今、土木管理課長が申し上げましたとおり、今回の費用の中に、道路台帳がデータベース化されるということで、今、簡略図の中に付記しているものを、正確にですね、消火栓とか防火水槽の位置、防犯灯の位置を載せ替えることができるということで、特に防火水槽につきましては、山間部のですね、火災とかあった場合に、山間部はなかなか略図もですね、なくて、消防団が防火水槽の位置とかも把握できないということもございますけれども、山間部の集落に設置してある防火水槽につきましても、その位置が特定できて、消火活動の一助にもつながるということから、そういった防災面につきましても、消防活動におきましても利便性が図られるものというふうに考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　できればですね、最初にお尋ねしたかったんですけれども、県内の近隣の市町村があれば教えていただきたい。そしてですね、この近隣の市町村の計画があればですね、航空写真とか何かっちゅうのは、やっぱり同じ業者あたりがいいんじゃなかろうかと思いますのでね、そこら辺はですね、十分加味してですね、この委託、例えば、愛知県の業者を入れたり、東北の業者を入れたり、北海道の業者を入れたり、隣の市町村は福岡の業者入れてすることになれば、正確な、うまい具合の地図はでけんと思うとですよ。そこら辺はですね、契約等についてはですね、よっとですね、今までの慣例じゃなくて、慣例を崩してですね、十分な対応をしていただきたいなと思っております。

それからですね、今、デジタルで、インターネットあたりで申請ができますよということがありましたけれども、やっぱり最小のですね、申請をされるようにして、できればですね、今、こういう田舎ではですね、もう高齢化率がですね、もうすぐ５０％になっとじゃなかろうかというときにですね、やっぱり見守り等は今、郵便局の局員さんあたりにお願いしたり、水道の職員さん、検針時に見守りをお願いしたりというのが今、

全国的なルールなんですよ。そんなあたりに、なるだけうちに来んごてとかいうようなことは時代に逆行してるんじゃなかろうかなと思っております。もし、松本良人が申請に行ったときには、隣のばあちゃんはどうしとらっとでしょうかいというような、やっぱりそこら辺を聞いてですね、行政に反映させるような体制づくりをですね、町長、そこら辺あわせてですね、ぜひやってください。あんまりデジタルにとらわれずにですね。やっぱり心の通った町政を行っていただきたいなと思っております。

特に契約についてはですね、やはり近隣の町村と話し合ってですね、やっていただきたい。それでですね、１点、熊本県で、例えば近隣でやる、同じ事業でやるというところがあろうと思いますんで、そこら辺を教えていただきたいなと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　貴重なご意見ありがとうございます。まず近隣の市町村でこういう事業をやるところですけれども、県内の全てをちょっと把握しているわけではないんですけれども、上天草市や宇土市が実際、今年度、このデジタル田園都市国家構想交付金を使いまして、同じような事業をするように予定をしております。県内、もしかしたらほかにもあるかもしれませんけど申し訳ありません。その２つは今のところ把握はしております。

議員がおっしゃるとおりですね、実際やる事業者っていうのは、そんなにたくさんはございませんので、おそらく同じようなところが名乗りを上げてくるんではないかと思いますので、確かに同じところで同時に写真撮影にしてもですね、できればその分経費も安く済む可能性がございますので、その辺は考慮した上で検討させていただきたいと思います。

あとオンライン申請でですね、役場に、先日の説明会でも「来させない」っていうふうな形の言葉を使わせていただいておりますけれども、確かに議員がおっしゃるとおりですね、出張所にしても、見守りにしても、人と人が接するということが非常に大切なことっていうのはもう十分承知した上で、さらにそのような政策を進めるべきだというのは議員おっしゃるとおりなんですけれども、ただ、それだけではないですし、オンライン申請だけでもなく、いろんなサービスを組み合せつつですね、人が接するものもしつつ、でも少しでも手間を減らすサービスもあわせて提供させていただくという形で、総合的にですね、進めさせていただければというふうに考えておりますので、そこはご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　１点だけ、確認させていただきます。デジタル化の推進事業につきまして、先程、企画政策課長の方から説明ありましたけれども、まず補助金の残額

は、地方交付税の特交でみるということは確かなことなんですか。

それとこの事業は、今、聞いてますと、本当に町に対し、そして町民に対して必要な事業かどうかですね。お考えをお聞きいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　１点目の補助裏についての交付税措置ですけども、本日お配りした資料の中にですね、記載がありますとおり、令和５年度分の地方交付税総額に１．４兆円を加算するということで、この算定方法についてはですね、人口を基本とした上で、物価高騰対策、地域活性化策、子ども・子育て世代への支援等に関する客観的な指標を用いて算定というふうなことでなっておりまして、この事業をしたからいくらやりますっていうふうな算定にはなっておりません。しかしながら、令和４年度ですね、ここにあります臨時経済対策費の創設によって、本町には、基準財政需要額に６，７４０万６，０００円がついております。これを令和４年が０．５兆円、令和５年度が１．４兆円ですので、そこから換算すると、約１億８，８００万円はつくんじゃないかっていうふうな試算をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　２番目の町と町民に必要な事業なのかというふうなご質問でございますけれども、先程、土木管理課長の方からも一部ございましたけれども、現在、町で持っております地形図、道路台帳、それらが古いものになっておりまして、そもそもですね、国の方はですね、平成１９年に地理空間情報活用推進基本法というものを制定しておりまして、今後はそういう地理情報のシステムというのは、国であっても、地方自治体であっても整備をして進めていきなさいというふうな形でなっております。

そうした状況の中ではですね、苓北町において、現在、紙の状態で、しかも古い状態で保有している地図情報関連につきましては、いずれデジタル化をしないといけないというふうな流れにはなっております。

通常であれば、デジタル化する場合は、町の単独費、一部交付税はあるかもしれませんけれども、そういう費用を使ってしなければならないものになっておりますけれども、先程、土木管理課長からもありましたとおり、今回、デジタル田園都市国家構想交付金がついておりますので、この機会に一部だけでも、半分でもですね、国費が投入されるような事業を活用いたしまして、こういうふうなデジタル化を進めていくという意味では、まず町にとりましては非常にありがたいチャンスであるかと考えております。

町民にとりましてもですね、いずれ、このデジタル化が進んでいきますと、この特に新しい地図といいますのは、人工衛星のＧＰＳとも連動いたしますので、要するに、座

標情報がきちっと入ったものになりますので、例えば、今、少しずつ試験的に進められておりますけれども、車の自動運転であったりとかですね、農業機械の自動走行であったりとか、そういうものにもいずれ活用されるもの、将来的には活用されるものというふうに考えられますので、今すぐに目に見えたメリットがすぐあるとはなかなか言いにくいものもありますけれども、将来的には必ず役に立つものであると考えております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

○５番（浜口雅英君）　議長。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　この予算の修正を提案したいと思いますが。

○議長（野﨑幸洋君）　只今、浜口議員から、補正予算の修正動議が提出されました。

資料作成、配付のため、只今昼になりましたので、１時まで休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後０時０３分

再開　午後１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

浜口雅英君より修正動議が提出されましたので、修正案の趣旨説明をお願いします。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　発議第６号。令和５年５月９日。

苓北町議会議長　野﨑幸洋様。

発議者、苓北町議会議員　浜口雅英。

議案第４１号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第２号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第１１５条の３及び会議規則第１７条第２項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

１ページお開きください。読み上げて説明に代えます。

議案第４１号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第２号）に対する修正案。

議案第４１号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第２号）（案）の一部を次のように修正する。

１、第１条中「１億６，６９７万１，０００円」を「５，２６７万１，０００円」に、「４９億８，１８６万２，０００円」を、「４８億６，７５６万２，０００円」に改める。

２、第１表、歳入歳出予算補正、歳入歳出補正予算事項別明細書の一部を次のように

改める。

歳入。単位は千円。款１４国庫支出金、項２国庫補助金。補正前予算額５，６４８万７，０００円、補正予算額８，４６２万４，０００円を２，７４７万４，０００円。補正後の予算額は１億４，１１１万１，０００円を８，３９６万１，０００円。

次、款１８繰入金、項２基金繰入金。補正前予算額は、２，４７３万３，０００円。補正予算額は７，９８４万７，０００円を、２，２６９万７，０００円。補正後の予算額は１億４５８万円を４，７４３万円。

歳入の合計は４８億１，４８９万１，０００円。補正予算額１億６，６９７万１，０００円を５，２６７万１，０００円に修正します。補正後の予算額は４９億８，１８６万２，０００円を４８億６，７５６万２，０００円になります。

歳出です。

款２総務費、項１総務管理費。補正前の予算額７億７，４１１万７，０００円。補正予算額１億４，１９１万３，０００円を２，７６１万３，０００円に修正します。補正後の予算額は９億１，６０３万円が８億１７３万円になります。

歳出の合計は４８億１，４８９万１，０００円。補正予算額１億６，６９７万１，０００円を５，２６７万１，０００円に修正します。よって、補正後の予算額は４９億８，１８６万２，０００円が４８億６，７５６万２，０００円になるものでございます。

次、修正理由を申し上げます。

本臨時会、議案第４１号として提案された令和５年度苓北町一般会計補正予算（第２号）（案）の中で、歳出、款２総務費、項１総務管理費のうち、目１４の情報化推進費、節１２委託料の中で、統合型及び公開型ＧＩＳ構築業務委託料１億１，４３０万円を全額削除する修正案を提起します。

これは、デジタル田園都市国家構想交付金を充当した事業とのことで、４月２８日の全員協議会で、「デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定について」、「統合型ＧＩＳの構築と公開による住民サービス事業について」として説明がありました。

本事業の概要は、「航空写真、地形図、道路台帳等を登載した共通基盤データを作成し、これに防災情報や空き家、消防施設、防犯灯などの行政情報を連携させた統合型ＧＩＳ（地理情報システム）を構築し、公開型ＧＩＳとして町内外へ広く配信し、町民等への情報提供の利便性向上や、他システムとの連携による情報のオープン化を目指す」とのことでした。

そしてこれに係る総事業費として、補正予算に１億１，４３０万円の委託料が計上されています。半額補助のため、町の持ち出しは５，７１５万円になるようです。

しかし、この事業の内容を検証すれば、まず航空写真、地形図は既に町はこれらを所有し、行政事務の執行に活用しておられます。今回作成するという地形図は、不動産登

記等に活用できるかという質問をしましたが、できないということでした。

既に、町は防災マップ類も作成されており、空き家、消防施設、防犯灯などの行政情報も把握しておられるはずです。

今さら、１億円を超える巨大巨額な税金を投入して、これらの資料を作成する必要があるのでしょうか。

もし、これらの資料が不足しているというのであれば、広くない苓北町ですので、苓北町役場の通常業務として、このことに取り組むべきです。

そして、これにかかる税金は、子どもや高齢者対応などに投入すべきです。

よって、原案は修正すべきです。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　趣旨説明が終わりました。

これから修正案の質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「あり」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論ありですね。

討論にあっては、必ず冒頭に賛否を明らかにして行ってください。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

田嶋健司君。

○１番（田嶋健司君）　原案に賛成の立場から意見いたします。

まずですね、デジタル化、特に統合型及び公開型ＧＩＳ事業についてですけど、私の見解から申し上げますと、これから先ですね、デジタル化が進む中で、苓北町だけ取り残される心配があります。今回ですね、デジタル化が進みますと、この先、将来的にですね、有意義なソフト、例えるならですね、よかナビを使ったいろいろな事業等も関連してできると思います。このデジタル化が将来において、苓北町の貴重な財産にもなり得ると思いますので、十分予算にも適合すると思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　私は、原案に賛成の立場で討論に参加をいたしたいと思います。

本委託事業については、現在、各課が管理をしている情報を一元化し、事務の効率化と補助費等の経費縮減及び構築した情報を公開し、利活用するとあります。このことは

将来を見越し、新しい住民サービスのあり方ではないかと思います。

また、財政面において、補助残の町負担額については、当該年度に交付税加算が見込まれるとあります。私はこの事柄を重要視し、本案に賛成をいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、修正案に賛成者の発言を許します。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　原案に反対し、修正案に賛成します。

本案の修正理由は先程申し上げました。

現在も町民の立場に立った行政執行に努めておられると思いますが、本案が必要であるというのならば、行政自らが本事業の必要性を感じておられるわけですので、現状の行政執行が不十分であるとも自覚しておられると思います。とすれば、どういう点が不十分なのかを検証し、１億円を超える巨額の委託料による資料収集でなく、行政自らが、業務体制、職員構成等々を今以上に吟味し、なお一層、町民に寄り添った業務の執行に取り組むべきです。

そしてこのことによって、この委託料１億１，４３０万円、うち持ち出し分５，７１５万円の使途も、さらなる検討により、町の大きな課題である人口減少対策、少子化対策、高齢化対策、生活環境の保全対策、教育対策や諸々の産業振興などへ取り組むべきであることを自覚すべきです。

よって原案に反対し、修正案に賛成します。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　３番議員、廣田です。私は原案に賛成の立場で討論に参加いたします。

有利な財源を捉え、町民の利便性向上のための行政事務のデジタル化は推進すべきと考えます。よって、原案に賛成いたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　私は、原案に賛成の立場で討論いたします。

先程お聞きしましたが、将来の町にとって必要な事業であるということ、そして町民のためにも必要であるということを認識いたしました。そして、町の財源は持ち出さないという、そういうふうに私は受け止めました。

そういう立場で、先程、廣田議員が言われましたけれども、有利な財源で必要な事業ができることについては、私は賛成です。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　次に修正案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

倉田明君。

○７番（倉田　明君）　７番、倉田です。原案に賛成です。

デジタル田園都市国家構想が進む中、昨年８月９日の臨時会で、苓北町防災行政情報配信システム導入事業関連の機材取得で、賛成討論をさせていただきましたが、今回、先程から執行部より説明があっておりますが、今回のデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定に伴い、情報化推進事業として、マイナンバーカードを活用した申請書類作成支援サービス構築業務委託料と、オンライン申請サービス構築業務委託料など、申請窓口をスマート化し、オンライン申請や窓口に出向くことができない方々などに対するサービス向上を図るものであります。

また、計画の統合型ＧＩＳ、いわゆる地理情報システム及び公開型ＧＩＳの構築業務委託料では、現在、各課で個別の情報等が多く、利活用や管理面に課題があるとのことで、今回、統合型ＧＩＳで構築した情報のうち、公開型ＧＩＳで、航空写真、地形図、道路台帳など、共通基盤のもと、防災情報、空き家情報など公開可能な行政情報をインターネット上で、町内外に示し、役場に行かずとも、確認や印刷など制度がさらに向上し、災害発生時等に迅速な対応が可能となり、住民の利便性を目指す事業であります。

また今後、公開を目指すには、これらのデジタル化が必要と言われております。

ちなみに、今回のＧＩＳ採択は、先程、担当課長からも説明がありましたが、熊本県内では、苓北町、上天草市を含み８自治体であり、全国では１９６自治体となっているようです。

そしてまた、教育費の事務局費として、ＩＣＴ教育支援業務委託料と、校務支援システム導入委託料、また、パソコン購入費などでは、児童・生徒の学校生活の情報を一元管理し、今まで教職員個々が管理していた児童・生徒の情報も、学校全体で共有、活用環境を整え、教職員の事務の効率化と軽減を図り、児童・生徒たちの時間を増やすことにより、教育の質の向上を図るものであります。

これらの事業費約１億６，０００万円余りの約２分の１の約８，０００万円は国庫より、残る部分は、町負担。その負担財源は財政調整基金で対応されておりますが、この町負担については、臨時経済対策費として、令和５年度分の地方交付税に加算される見込みとなっております。

先程、お手元に配付してあります、総務省、令和４年１１月、地方交付税法の一部を改正する法律案の概要（令和４年度補正予算関連）として、令和４年度第２次補正予算により増額された同年度分の地方交付税（１．９兆円）について、０．５兆円を同年度に

交付した上で、残余の額１．４兆円を令和５年度分として交付すべき地方交付税に加算するとあります。

その具体的な内容として、経済対策の事業や経済対策に合わせた独自の地域活性化策等の円滑な実施に必要となる財源を措置するため、令和４年度に限り、臨時経済対策費を創設すると謳ってあります。裏づけとして、さらに令和５年度分の地方交付税の総額に１．４兆円を加算する。施行日は公布の日となっております。したがって、町負担はさらに軽減されるものと思われます。

ご承知のように、近年、都市ごとにデジタル化が進み、今やデジタル化は国内外を問わず、浸透しつつ、その地域、各自治体、また、環境などで事業内容はそれぞれ異なりますが、デジタル化が進む現状の中、町も発展のため、必要な事業は取り組む必要があると考えております。よって、原案に賛成します。

以上。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　これで討論を終わります。

議案第４１号を採決します。この採決は起立によって行います。

修正案に賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（野﨑幸洋君）　起立少数です。

したがって、議案第４１号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第２号）の修正案については否決されました。

次に、議案第４１号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第４１号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１３　報告第２号　専決処分の報告について

専決第９号　損害賠償額の決定及び和解について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１３、報告第２号、専決処分の報告について、専決第９

号、損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　報告第２号、専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

なお、専決内容につきましては、土木管理課長から説明をいたさせます。

よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　それでは、私の方から内容を説明させていただきますので、次の次のページをお開き願います。

専決第９号、損害賠償額の決定及び和解について。

令和５年２月１７日発生、町会計年度任用職員による除草作業中の飛び石等による車両の物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和５年４月７日。苓北町長　山﨑秀典。

事故の内容でございますが、１、事故発生年月日、令和５年２月１７日。２、事故発生場所、苓北町都呂々１２７６番地１０地内。３、相手方、個人の車両所有者の方でございます。４、事故の概要、町会計年度任用職員が、町営住宅都呂々松原団地内において、草刈り機による除草作業を実施していたところ、飛び石等が駐車中の相手方軽自動車のフロントガラス及びフロントバンパーに当たり無数の傷をつけたものでございます。５、損害賠償額、１２万６，１３７円。なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償保険から全額補てんされることになっております。６、和解事項、本件のほか、両者の間には一切の債権債務関係がないこととして和解をしております。

最後に、このような事故を起こし、被災されました車両所有者並びに町の業務に信頼をいただいております町民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後は、苓北町草刈り機運転作業安全基準を策定しましたので、基準に基づき、除草作業の安全を保持し、労働災害防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　今回、草刈り機によって自動車に無数の小石があたったということの損害が出ております。人身じゃなくてですね、非常に良かったと思います。私も

草刈り機をやってたときですね、どうしても石とかに当たったら、飛び跳ねるということで、草刈り機を使う際には、必ず民間業者だとほかのに当たらないように、何て言いますか、ネット、ネットじゃ危ないから、工事用のやつを、コンパネを使ってですね、細心の注意を払って作業しております。これはもう当たり前のことだと思います。ただどうしても、役場の場合は２人１組で作業させているのかなと思います。１人ではもっと危ないということで、富岡城の作業の際に、安全防止対策について質問をしたところですけれども、やはり２人の場合、ともに作業をしているとですね、倍の危険性があります。ここにどなたか、あと１人ぐらい、コンパネを持ってですね、十分に、石等が飛んでも、こういうふうな事故が起きないような対策が必要かと思います。

もしもこれで、町民の人に大けがをさせたというふうになると、１２万円ぐらいの金額では済まないと思います。そういう意味でも、やはり先程、除草作業にあたっては安全管理基準を定めたと。もうこれは元々からやっとかにゃいかん。事故があったから作成するんじゃなくて。やはりそこのところは十分、土木作業員じゃなくてもですね、たくさん今、農林水産課の方の林道作業もさせている中にあってですね、十分、やっぱり作業員として、作業していただく会計年度任用職員についてはですね、本人のせいじゃなく、これはもう役場全体の問題だというふうに認識いたしますので、そこに金がかかったとしてもですね、安全面でいざ問題が出てくる。未然防止には安い、安いと言うと失礼にあたりますけれども、その分の安全管理費というのは、当然予算化していくべきだと思います。

もう少し今後の安全管理に対する詳細についてと、そういうふうな考え方を今後進めていかれるのかどうかということをお聞きいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　このたび、事故を起こしまして、先程申し上げましたとおり、苓北町の草刈り機運転作業安全基準を作成しました。

その中には、まず責任者を明確にすること。これは課長であったり、担当者であったりということで、業務委託とかにつきましてはそういった責任者を定めております。

また、さらに作業主任者ということで、作業をする中で、誰がリーダーなのかというような部分について、定めさせていただいております。

作業の中につきましては、先程も議員の方からご指摘がありましたように、安全防止の柵、ネット等をしっかり設置しながら、周囲の環境をしっかり把握しながら、安全である場合は、そう言ったネットは設置しないんですけども、そう言った安全の徹底という項目の中で、７項目等の指示をしております。

また併せて、作業主任者の職務等につきまして行ったり、あとは事前の機械の点検というような部分についてしっかり基準を定めながら、この基準に基づきまして、町全体

で取り組んでいくように、今後、反省として取り組ませていただいております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　十分、現場の中でのですね、安全確認、また安全対策については、さらに十分注意をして行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　１点だけ。除草の草刈り機のですね、免許をですね、取られるようになってます。募集条件にですね、そのような案件があるのかどうか、お聞きします。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　この草刈り機の作業にあたっては、免許を保持した方、免許と言うか講習っていう免許のカードありますので、それを保持した方の採用をしております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　補償関係のことについてはですね、草刈り機とか云々じゃなくて、全体的なことを常に申し上げ、言ってきたつもりでございます。

特に、町管理のいろんな施設、道路から河川ですね。あるいは公園、そこら辺の関連はですね、防がないかんとですよ。今の草刈り機はもう不可抗力としか言いようがないんじゃなかろうかと思いますけれども、そうじゃないやつがいっぱい今あります。

例えば、路面の凸凹、散策しとって、踏んで、足首をやったら、あれは町道の管理者の責任ですよ。普通は。公園もです。私この前、山陽公園に行ってみましたけど、頼山陽の公園ですね、あそこ行ってみましたけれども、確かにきれいに整備してあります。前以上に良うしてあります。ただ、張り石が盛り上がっている。感じられると思いますけれども。あそこは今まで石が剥げとったところには、きれいにモルタルを詰めてありましたけれども、一部分が盛り上がっとっとですね。あるいは苓北町の町民の方じゃなくて、他市、他町の方がおいでになって、足首なんかひねられたら完全に苓北町はやられます。そこら辺もですね、町管理のそういった施設についても、ぴしゃっとしていただきたい。本庁の玄関あたりもようやくですね、何十年ぶりぐらいにですね、アスファルトしてありますけど、あれでも完全じゃないと思いますよ。ですね。

そこら辺再度ですね、例えば、建築は建築基準法に則って、道路は道路法に則って、

ぴしゃっと管理をですね、やってもらわんば、苓北町が一番遅れると思いますので、そこら辺にも予算を十分費やしていただいて、事故防止に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第２号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和５年第３回苓北町議会臨時会を閉会します。

どなた様もお疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午後１時３３分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

苓北町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員